

## 「既存住宅流通促進民間支援事業」の概要

事業名	【1】東京都における既存住宅流通事業	【2】建物状況調査・既存住宅売買瑕疵保険制度に関する普及啓発事業
概要	<p>既存住宅を良質な住宅に改修して建物価値や性能を適正に評価・販売する仕組みの構築を行う取組</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産関係事業者が既存住宅の買取再販を行う場合やリフォームを行って仲介を行うに際し、建物状況調査や瑕疵保険加入を含めたリフォームを行い、物件の価格評価に反映し、販売する取組</li> </ul> <p>など</p>	<p>不動産売買時やリフォーム時におけるインスペクションや既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴等に関する情報発信・普及啓発・相談対応に関する取組</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存住宅の売買に関連する様々な事業者（宅建業者、建設業者、建築士事務所、金融機関、住宅瑕疵保険法人等）が連携して、消費者への相談対応やイベント、情報発信等を行う取組</li> </ul> <p>など</p>
提案事業者	宅地建物取引業者、リフォーム会社、建築士事務所等	
補助金額	<p>補助対象経費の<b>3分の2</b>            （仕組みの構築検討経費：上限<b>500万円／1件</b>）            （リフォーム工事費等：上限<b>100万円／戸</b>            1事業者あたり3戸まで            政策課題解決型<sup>*</sup>の場合上限<b>200万円／戸</b>）            ※下記の4項目に関するリフォームを行った場合には            リフォーム工事費等補助上限額を上乗せ            ①高い水準の省エネ改修②東京こどもすくすく住宅認定            ③長期優良住宅増改築認定④団地再生に関する取組</p>	<p>補助対象経費の<b>2分の1</b>            （上限<b>200万円／1件</b>）</p>
選定予定件数	5件	2件
応募受付期間	令和6年4月18日(木曜日)から同年11月29日(金曜日)まで	